

令和7年9月22日
兵庫労働局

明石公共職業安定所における文書の誤送付について

兵庫労働局（局長 かなり しんいち 金成 真一）は、明石公共職業安定所（所長 てらお ゆうき 寺尾 優樹）
（以下「明石所」という。）において発生した個人情報を含む文書の誤送付につ
いて、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要を
お知らせします。

記

1 事案の概要

職員X（以下「X」という。）が、雇用保険受給資格者A氏（以下「A氏」という。）の雇用保険における失業等給付の支給停止通知及び返還命令書並びに雇用保険受給資格者証（以下「通知書等」という。）を、誤ってA氏の転居前の住所に送付したもの。現住人のB氏が封筒を開封し漏えいが発覚した。

通知書等には、氏名・性別・生年月日・口座番号・金融機関名・離職年月日・離職理由・離職時賃金日額・基本手当日額・所定給付日数・離職前事業所名等が記載されていたほか、A氏の写真が貼付されていた。

2 事案の経過

- （1）令和7年7月15日、Xは、雇用保険給付課窓口においてA氏と面談し、不正受給容疑に係る任意の聴取を行った。Xは、A氏から現住所を確認の上、氏名、生年月日、現住所、聴取内容を記載した質問てん末書を作成し、A氏に誤りがないことを確認してもらい、質問てん末書に署名いただいた。この時点でXは、A氏が求職申込時の住所から現住所に転居していることを把握した。
- （2）同年8月13日、Xは、A氏が転居していることを失念したままA氏の求職申込時の住所がデータ登録されているハローワークシステムにより封筒を印刷し、A氏に係る通知書等を封入した。また、Xは、郵送時のダブルチェックのため、封筒と求職申込時の住所が記載された求職票を別の職員Y（以下「Y」という。）に渡し、Yは宛先及び住所を確認の上封緘し、特定記録郵便で郵送した。
- （3）同月25日、職員Z（以下「Z」という。）は、B氏から「自宅に別人宛ての郵便物が届いた」旨の電話を受けた。Zは、X及び上司の課長に相談した

ところ、Xは、A氏の現住所ではなく求職申込時の住所に誤送付したのではないかと気付いたことから、その旨を課長に申し出た。

- (4) このことを受けて、課長は、次長及び所長に上記(3)について報告したのちにB氏に連絡し、郵便物を確認させていただきたい旨説明し、B氏の了承を得た。

後刻、次長及び課長は、B氏と会い、B氏が持参した書類がA氏の通知書等であることを確認し、誤送付による漏えいが発覚した。このため、B氏に対しこれまでの経過を説明するとともに、A氏の通知書等を回収した。

- (5) 同日、課長は、A氏に電話し、A氏宛ての通知書等の誤送付があったことを伝え、幹部職員が訪問して経緯説明と謝罪をさせていただきたい旨説明した。しかし、A氏は、訪問による謝罪を固辞された。このため、課長は、A氏にこれまでの経過を説明し、通知書等は簡易書留で送付することとした。

3 発生原因

- (1) Xは、A氏が求職申込時の住所から現住所に転居していることを把握したにもかかわらず、そのことを失念し、ハローワークシステムによりA氏の求職申込時の住所を印字した封筒を使用したこと。
- (2) Xは、Yに郵送のダブルチェックのため確認資料として、求職申込時の住所が記載された求職票を渡したが、確認資料として適切でなかったこと。
- (3) 本件通知書等の発送に簡易書留を使用しなかったこと。

4 二次被害の有無

誤送付が発覚して間もなくB氏に会い、A氏の通知書等を回収できたことから、二次被害が発生する可能性は低いと考えている。

5 再発防止策

(1) 明石所の対応

- ① 令和7年8月26日、緊急幹部会を開催し所長から所内幹部職員に対して今回の誤送付による個人情報漏えいの説明を行い、全職員へ基本動作の徹底及び以下の再発防止策を指示した。

ア 給付調査対象者に係る住所・電話番号等の情報について、求職申込時と異なることを把握した場合は、その都度調査記録書に記載し、課長が確認する。

イ 求職票データは最新のものとは限らないため、雇用保険給付調査関係業務においては、ハローワークシステムにより封筒を作成せず、調査記録書の住所を使用して封筒を作成することとする。

ウ 郵送時のダブルチェックは求職票で確認せず、調査記録書により確認する。

エ 不利益処分を伴う行政文書を郵送する場合は、簡易書留で送付することを徹底する。

② 同年8月29日から9月2日にかけて全職員に対し、次長を講師とした再発防止研修を実施した。

(2) 兵庫労働局の対応

① 同年8月26日、職業安定課長から県下公共職業安定所長に対し、メールにより事案の概要を説明するとともに、漏えい防止の手順を確認し徹底するよう指示した。

② 同月28日、総務課情報管理係長から局内全職員及び非常勤職員あてに事案の詳細及び注意喚起のメールを送信した。

③ 同日、職業安定課長から県下公共職業安定所長に対し、上記明石所の対応(1)①ア～エの再発防止策について、各所でも徹底するようメールにより指示した。

④ 職業安定部主任安定監察官を明石所に派遣し、全ての課・部門において再発防止策が徹底されているかを9月26日に確認する。

【担当】

兵庫労働局職業安定部職業安定課

課長 和田 顕也

課長補佐 赤木 貞夫

電話番号 078-367-0800